# みやぎの消費生活情報

### INDEX

- ◆5月は「消費者月間」です
- ◆災害に便乗した悪質な修理業者に注意!
- ◆宮城県消費生活センターからのお知らせ
- ◆お金や暮らしの知恵を学びましょう!!(金融広報委員会)



2022

5 May 月号

第146号

責任のある

## 5月は「消費者月間」です

#### <消費者月間とは>

「消費者保護基本法」(現在は「消費者基本法」)が昭和43年5月に施行されてから20周年を迎えたことを機に、昭和63年から、毎年5月を「消費者月間」としています。この期間中、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発などの事業を行っています。

令和4年度「消費者月間」統一テーマ

## 「考えよう! 大人になるとできること、気を付けること ~18 歳から大人に~」

2022 年4月1日から成年年齢は 18 歳になり「18 歳から大人」になります。大人になると、例えば住宅賃貸やクレジットカード等の契約を一人でできるようになると同時に、一度結んだ契約は簡単には取消せなくなります。できることが増える分、責任も生じることになります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

## ★宮城県消費生活センターの消費者月間の取組★

○「消費者月間」パネル展

県庁2階回廊開催 令和4年5月23日(月)~27日(金)

これを機会に、消費生活について



皆さんで考えてみませんか?

## 災害に便乗した悪質な修理業者に注意!

### 相談事例

訪問したリフォーム業者に「地震で屋根瓦が浮いている」と言われ、屋根を見てもらったところ、写真を見せられ屋根の修理を勧められた。「保険が下りれば実費負担なく工事ができる。保険の申請は無料でサポートする」と言われ、申込書にサインした。

その後、知り合いの業者に写真を見せたら修理の必要はないと言われた。 申込書には「保険適用前にキャンセルすると10万円かかる」と書かれているが、契約をやめたい。



#### ★アドバイス★

- 災害に便乗して、不必要な住宅修理を契約させられたという相談が寄せられています。
- 「保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請のサポートをする」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- 災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。
- また、保険の適用対象になるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。
- 家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活相談窓口に相談しましょう。



### 消費者ホットライン「188(いやや!) 泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。 ひとりで悩まず相談しましょう!



## 宮城県消費生活センターからのお知らせ ゴールデンウィーク期間等のお休みについて

●宮城県消費生活センターの相談受付日は、右表の○印の日です。

<相談受付時間>

• 平日:午前9時~午後5時 • 土日:午前9時~午後4時

- ・4月29日(金),5月3日(火),5月4日(水),5月5日(木) は祝日のためお休みとなります。
- 5月14日(土)と5月15日(日)は、県庁舎の電気設備点検 に伴いお休みとなりますのでご了承願います。

4月						5月
25	26	27	28	29	30	1
月	火	水	木	金	土	П
0	0	0	0	休	0	0

5月						
2	3	4	5	6	7	8
月	火	水	木	金	土	田
0	休	休	休	0	0	0
9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日
0	0	0	0	0	休	休



## お金や暮らしの知恵を学びましょう!!

宮城県金融広報委員会



## 宮城県金融広報委員会のホームページを **♥**, リニューアルしました!!

いつも宮城県金融広報委員会のホームページを御覧いただき、ありがとうございます! 2022年4月1日より、当委員会のホームページを全面リニューアルいたしました!! 今回のリニューアルでは、ページの構成を見直し、より見やすいコンテンツにしました。また、ス マートフォンやタブレットでの表示にも対応し各デバイスから閲覧できるように改善しております。 今後も多くの皆様に御利用いただけるよう、有益な情報提供を行ってまいりますので、どうぞよろし くお願いいたします。



宮城県金融広報委員会 公式ホームページのアドレスは

http://shiruporuto-miyagi.jp







## 困ったとき、わからないときは・・・

北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所 県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会 古川法律相談センタ-

0229-22-4611

栗原圏

~"

0226-22-8222

気仙沼・本吉圏

東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター

気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会 気仙沼法律相談センタ・

0220-22-5700

仙台弁護士会 登米法律相談センター

0220-52-2348

東部地方振興事務所 県民サービスセンター

0225-93-5700

石巻法律相談センタ・

0225-23-5451

仙台圏

大崎圏

宮城県消費生活センタ-

022-261-5161

法律相談センタ・

022-223-2383

大河原地方振興事務所 県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会 県南法律相談センター

0224-52-5898

仙南圏

消費者ホットライン

88(嫌や!

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。

その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00 ※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00 ※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、 本情報誌のバックナンバーをご覧いただけます。

みやぎの消費生活情報



検索!





http://www.pref.miyagi.lg.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html

本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで(電話 022-211-2524)